

〈浦触〉と丹後の浦々

水本 邦彦

はじめに

近世庄屋文書のなかに、しばしば、「御用留」とか「御留帳」と表記された大版の分厚い帳面が保存されている。これらは、領主からの各種の通達や、領主への貢納の様子などを書き留めた、いわば村役人の業務記録簿である。内容はいずれもが、近世領主による支配・統治業務の具体的様相を知らせるとともに、研究上、見落とされてきたテーマを豊富に含んでいる点で、近世社会史研究の宝庫でもある。本報告では、伊根町字亀島や久美浜町神谷神社に残る御用留帳から、従来注目されることのなかった「浦触」と呼ばれる触状を取り出し、その内容や発給元、伝達の様子などについて整理してみたい。

一 浦触の到来

もと伊根浦三カ村の一つを構成した伊根町亀島（丹後国与謝郡亀島村）の区有文書は、別掲（＊『京都府古文書調査報告書 丹後漁業関係古文書目録』収載の目録（本書註））のような文書群から構成される浦方文書であるが、そのなかに近世後期の御用留帳が二冊含まれて

いる。一冊は、「御用留書帳」と表記され、安永二年（一七七三）から寛政一二年（一八〇〇）までの時期を対象としたもの、他の一冊は、寛政七年（一七九五）から文久二年（一八六二）までを対象とした「留書帳」である。ここに書き留められた内容は、自領主宮津藩に納める鰯運上に関するものを中心に、伊根浦捕鯨関係、入津船舶に関する注進書など、領主御用全般にわたるが、とくに後者留書帳には、省略形ながら藩や幕府からの触状も記録されている。

そこで、本章では、この留書帳を素材として、近世後期に、当該地域に通達された浦触の内容や発給主体について整理することにした。

（一）幕府勘定所からの浦触

まず、この帳面のなから、サンプルとして、文政一〇年（一八二七）の浦触を一点あげてみる。

松下内匠御代官所美濃国去戌御年貢、江戸御廻米粃九百拾四石積請、遠州掛塚長兵衛船船頭友吉、水主共、炊、上乘共都合九人乗、当亥二月十六日勢州桑名湊出帆之所、逢難風、遠州横須賀沖合二

而沈船二茂可成艀二付、船頭友吉外八人之者共、一同元船乗捨、
舥下船二乗移動命候処、当月二十三日、柳本兵五郎支配所伊豆国
新嶋之内、右元船漂着いたし、米式百俵余日和二而浜船江積移候
内、追々風烈敷、元船二引放、其後行衛不相知間、浦々江漂着之
有無相糺、別紙案文之通請書相添、不限昼夜刻附を以早々相廻し、
舥留りより最寄御代官川崎平右衛門役所江相達、此舥書御勘定所
江可相返著(者)也

(文政一〇年)

亥六月三日

伝市	印	(勘定吟味役・鈴木正恒)	
伊織	(同)	右・服部保定	(源右衛門)
忠四	(同)	右・館野勝詮	大岡源五右衛門
八郎右	(同)	右・明楽茂村	より写相廻り
豊後	印	(勘定奉行・曾我助弼)	
左衛門	印	(同)	右・遠山景普
主水	(同)	右・石川忠房	
淡路	印	(同)	右・村垣定行

(傍線引用者、以下同様)

内容は、遠州横須賀沖で遭難した幕府年貢米運搬船の搜索を命じたものである。同船は新島に漂着した後、再び行方不明になったという。漂着の有無についての請書案文を添えて通達するゆえ、受け渡し時刻を記したうえで継ぎ送り、舥れ留まりより代官川崎平右衛門役所を通じて勘定所に返却するように、と指示している。文末の「御勘定所」という文言からもうかがわれるように、これは江戸幕府の勘定奉行か

ら通達された舥状である。事実、差出人に名を連ねた八人は、注記したように当該時点における勘定奉行と勘定吟味役であり、文中に登場する松下内匠は美濃郡代松下正亮、川崎平右衛門は江戸詰め代官川崎定安(武蔵野新田担当)であった。また、本浦舥の写しを作成して廻達させた大岡源五右衛門(盈清)は、石見国大森代官所の代官である。この浦舥を書き留めた亀島村は、近世を通じて宮津藩領であったが、同村には、このように幕府勘定奉行所を發給主体とし、幕府代官も関与した舥状が廻達されていたのである。

(二) 各種の浦舥

亀島村には(一)で紹介したような、幕府年貢米運搬船の搜索をはじめ、各種の浦舥が到來しており、「留書帳」には二〇項余に及ぶ浦舥記事が記されている。また、そこには勘定奉行所以外から出された浦舥もみられる。舥れの内容を記さず、受け渡しの事実のみをあげた記事も多いため、大掴みな傾向把握に留まるが、本節では、この「留書帳」から作成した【表1】を参照しながら、近世後期にこの地に到來した浦舥を概観してみよう。

まず、この間、量的にもっとも多いのは、先の(1)文政一〇年(二八二七)の浦舥同様、勘定奉行所發給の幕府年貢米の江戸廻送船行方不明に関する舥れである。(2)享和二年(一八〇二)上杉弾正大弼預所出羽国置賜郡年貢米、(3)文化七年(一八一〇)出羽国置賜郡围籾、(4)文政四年(一八二二)寺西重次郎代官所陸奥国・常陸国村々廻米、(5)文政四年(一八二二)山田仁右衛門代官所播磨国村々物成、(6)文政五年(一八二二)池田仙九郎代官所出羽国村山郡村々廻米、(7)

文政一一年（一八二八）池田仙九郎・平岡彦兵衛代官所出羽国村山郡年貢米、(8)天保四年（一八三三）添田一郎次代官所陸奥国村々年貢米、(9)嘉永元年（一八四八）設楽八三郎預所摂津国住吉郡村々年貢米、(10)安政三年（一八五六）上杉弾正大弼預所出羽国置賜郡村々年貢米と、この関係の浦触はあわせて一〇件を数え、内容の判明する浦触件数（二五件）の六七パーセントに及んでいる。当該地域に触れられた浦触の主流は、こうした幕府年貢米輸送船の搜索触れであった。

勘定奉行所以外の役所からの浦触も、時折到来した。久美浜代官から出された三件の年貢米積載船関係触れ（文化一二年・一八一五、文政三年・一八二〇）、大坂奉行（町奉行・舟手）発給と思われる佐渡金銀山人足輸送船関係触れ（文政一〇年・一八二七、天保一二年・一八四一）などがそれである（ほかに、文政一一年・一八二八到来の大坂奉行浦触があるが、内容は不明）。それぞれについて、一点ずつ示しておこう。

① 久美浜代官所浦触（文化一二年・一八一五）

一、佐州去戌御年貢大坂御城米合千六百石余積、摂州大石木屋市左衛門船、沖船頭新五郎、水主・炊共拾九人乗、当四月四日佐州於夷湊御米積請、同日同所出帆、同九日同国小木湊出帆艫登候処、丹後国原ヶ崎^(マ)沖入候与覚、俄ニ雷鳴有之、次第強相成、右艫船江両度雷落、乗組之内式人即死いたし、船中雷火一円焼立候ニ付、元船を捨、伝馬船江乗移、伯州河村郡宇野村江漂着いたし候段訴出候条、右死骸并船滓諸道具等、其浦々江流寄候ハ、不隠置、因州・伯州ニ候ハ、宇野村へ相届、丹後・但馬者丹後国久美浜陣屋へ可被相届候、此浦触早々順達、從留久美浜陣屋へ可被相返候、

以上

（文化一二年）

田口五郎左衛門

亥四月廿一日

児玉忠蔵 印

伯耆

因幡

但馬 御料 津々浦々

丹後 私領 役人中

② 大坂奉行浦触（文政一〇年・一八二七）

此度從大坂、佐渡国金銀山水替人足五拾五人被遣候付、五百八拾四石積廻船、沖船頭与八郎舟老艘ニ為乗組、宰領同心差添罷越候、近日出船候間、自然海上ニ而逢難風候坎、又ハ急用有之候得ハ、於其浦ニ無滞様可致沙汰候、■無之様可致候、尤も右之船其浦江参候ハ、早速舟奉行所へ可致注進候、以上

①は、幕府年貢米積載船漂流に関する久美浜代官手代の触れであり、伯耆・丹後四カ国の浦々を宛先にあげて搜索を命じている。また②は、大坂より佐渡に向かう人足輸送船に対する援助体制指示の触れである。ここには発給者の名前は記されていないが、文末に舟奉行所とあることから、原本には大坂関係船舶を管理する大坂舟奉行（大坂舟手）の名前が記されていたと考えられる。

以上、「留書帳」にみえる浦触の記事から、亀島村に到来した浦触について概観した。同村には、近世後期、幕府勘定奉行所発給の浦触を中心に、幕府の出先役所から発せられた触れがしばしば廻達されて

いたのである。

二 浦触の受け渡しと宛先

前章では、浦触の内容を中心に整理してみたが、本章では、そうした触れの受け渡しや触れ流し範囲（宛先）についてみよう。

（一）浦触の授受

まず、亀島村に廻達された浦触の授受についてであるが、先の「留書帳」には、おおむね受け渡しに関するメモ書きが付け加えられている。一例として文政五年（一八二二）閏一月二六日に到来した浦触記事を示してみよう。

一、池田仙九郎様御代官所、羽州村山郡村々御廻米七百八十三石
一斗六升貳合、五百九拾石貳斗七升四合五勺、右積船大坂淡路屋次郎兵衛船、沖船頭市三郎、水主共十八人乗、上乘壱人
ㄨ十九人乗組、江戸表着不仕候二付、御浦触御座候
本書壱通、写壱通、請取書帳壱冊、順達帳壱冊、右之通平田村より請取、壬正月廿六日夜寅下刻奉拝見、直二日出村庄屋清助為持遣し申候、夫三助

すなわち、閏一月二六日の夜に、浦触原本、写し、請取書帳、順達帳などの一式が平田村から廻達され、拝見の後、直ちに日出村へ継ぎ送ったという。平田村は、伊根湾の西北部に位置する亀島村の隣村、また日出村は伊根湾の対岸南部の村である。亀島村への浦触は、右の

ように平田↓亀島↓日出の順番で回るか、あるいは日出↓亀島↓平田の逆コースを辿って廻達されていた。前章【表1】の▲▼印は、この経路を表示したもので、▲印が前者、▼印が後者である。コースの判明する二三件のうち二〇件が平田↓亀島↓日出の順で廻達されており、亀島への浦触は北から到来する経路を主流としていたことがわかる。

村継ぎで送られる浦触書類一式についてみると、右の文政五年の記事では、浦触原本、写し、請取書帳、順達帳の四点を書きあげていた。ただ、関係記事を通覧したところ、一般的には浦触原本（水濡れ防止のため油紙にて包む）、同写し、請取書帳の三点、もしくはこれに代官などの添え書きを加えた四点セットが標準的であった模様である。そしてそれらは箱に入れられて順達されていた。「留書帳」に挿し込まれる形で残存している小片の浦触受け取り原本から一点を示しておこう。

覚

一、浦御触本書 壱通
一、同御写 壱通
一、同御添書 壱通
ㄨ右箱入
一、国々刻付書 五冊
右之通り慥ニ受取り申候
八月廿四日申下刻

平田村庄屋栄助

【表 1】伊根浦亀島村に到来の浦触

年月日	内容
享和 2 (1802) 6/5	奥州仙台出帆の幕府年貢米（上杉弾正大弼預所羽州置賜郡）積載船の行方搜索について▲
文化 7 (1810) 6/10	幕府困艱（出羽国置賜郡）積載船の行方搜索について▲
文化 12 (1815) 5/14	佐渡年貢米積載船遭難につき、漂流の乗員死骸・船滓諸道具回収について▲ (4/21 発給、久美浜代官田口五郎左衛門手代児玉忠蔵→伯耆・因幡・但馬・丹後御料私領津々浦々役人中) ▲
文政 3 (1820) 7/5	幕府年貢米（池田仙九郎代官所出羽国村々）積載船但馬沖にて遭難につき、船・乗員搜索（久美浜役所発給、旭湊より）
文政 3 (1820) 7/7	幕府年貢米（松平越中守預所越後国）積載船丹後沖にて遭難につき、船・乗員搜索（久美浜役所平岡彦兵衛発給）▲
文政 4 (1821) 4/12	常州平潟湊出帆の幕府年貢米（寺西重次郎代官所陸奥国・常陸国村々）積載船の行方搜索について（3/25 発給）▲
文政 4 (1821) 11/3	摂州高砂湊出帆の幕府年貢米（山田仁右衛門代官所播磨国村々）積載船の行方搜索について▲
文政 5 (1822) ①/26	幕府年貢米（池田仙九郎代官所出羽国村山郡村々）積載船の行方搜索について▲
文政 10 (1827) 6/	大坂より佐渡国金銀山水替え人足 55 人輸送につき、海上援助方などの依頼
文政 10 (1827) - -	勢州桑名湊出帆の幕府年貢米（松下内匠代官所美濃国）積載船、遠州横須賀沖にて遭難、伊豆国新島へ漂着後再度行方不明につき搜索方の指示（6/3 発給、淡路ほか 7 名連名）
文政 11 (1828) 2/18	羽州酒田湊出帆の幕府年貢米（池田仙九郎・平岡彦兵衛代官所出羽国村山郡）積載船の行方搜索について▲
文政 12 (1829) 5/5	大坂舟奉行浦触の受け渡し▲
天保 4 (1833) 7/10	陸奥国江之網湊出帆の幕府年貢米（添田一郎次代官所陸奥国村々）積載船の行方搜索について▲
天保 9 (1838) 5/3	浦触の受け渡し▲
天保 12 (1841) 5/28	大坂より佐渡国への水替え人足輸送についての浦触の受け渡し▲
天保 13 (1842) 5/27	大坂奉行浦触の受け渡し▲
天保 13 (1842) 9/9	浦触の受け渡し▲
天保 14 (1843) 5/5	浦触の受け渡し▲
嘉永 1 (1848) 4/2	大坂川口出帆の幕府年貢米（設楽八三郎預所摂津国住吉郡村々）積載船の行方搜索について
安政 4 (1857) 3/24	奥州寒風沢出帆の幕府年貢米（上杉弾正大弼預所出羽国置賜郡村々）積載船の行方搜索について▲

* 出典「留書帳」（寛政 7・1795～文久 2・1862、亀島区有文書）。

* 日付はいずれも亀島村への到来年月日を示す（触状自体の発給年月日を記載するものについてはカッコ内に示した）

* ほかに、年末詳 5/3 浦触受け取り状（庄屋八兵衛→（亀島村）庄屋新助）、天保 12 (1841) 6/1 浦触送り状（日出村庄屋善左衛門→亀島村庄屋喜左衛門）▼、年末詳 7/12 浦触受け取り状（日出庄屋清三郎→亀島村庄屋吉兵衛）▲、年末詳 8/24 浦触受け取り状（平田村庄屋栄助→かめしま村庄屋吉兵衛）▼、年末詳 5/29 浦触受け取り状（日出善左衛門→高梨喜左衛門）▲、年末詳 9/9 浦触受け取り状（日出村庄屋助治→亀島村庄屋喜左衛門）▲、卯 5/5 浦触継ぎ送り状（日出村庄屋助治郎→亀島村庄屋喜左衛門）▼の原本が本文中に挟み込まれている。

* ▲▼の記号は、触れ伝達のルートを示す（ルートの注記のあるもののみ）。▲印は平田→亀島→日出、▼印は日出→亀島→平田の順に伝達されたことを表す。

かめしま村庄屋

吉兵衛様

(二) 浦触の宛先

前節でみたように、亀島村に到来する浦触は、どの範囲を宛先として順達されたのであろうか。前章(二)で例示した久美浜代官所の触れは、伯耆・因幡・但馬・丹後四カ国の「御料私領津々浦々役人中」を宛て所としていたが、他の触れはどうであったか。この点について、ここでは触れの原文を忠実に書き留めている久美浜神谷神社に残る「御用留」(安政四年・一八五七 *太刀宮文書343(本書註))から探ってみよう。

さて、この「御用留」は、安政四年に通達された浦触として、幕府勘定奉行所の浦触を三通書き留めている。【表2】はこれらの触れについて、内容、発給者、宛て所などについて示したものである。三通のうち三月および一〇月に到来の二通は、前章の冒頭にあげた浦触と同様、幕府年貢米江戸廻送船の搜索に関わるものであり、閏五月の触れは松平大膳太夫(毛利敬親)製造洋式船の試運転に際しての援助命令であるが、前二者と後者では、宛て所に差のある点が注目される。すなわち、三月および一〇月の触れは、冒頭に石見をあげ、以下日本海沿岸諸国を東に若狭まで並べる形であるのに対して、閏五月の触れは越後今町を始点に、石見大浦まで、日本海沿岸を西に辿る形となっているのである。この差は、浦触本体に付けられた添触発給代官の所属とも対応している。すなわち石見經由の浦触に添触をしたための屋代増之助は石見大森に派遣されていた幕府代官であり、また越後今町

【表2】安政4年(1857)到来の浦触

到来年月日	3月21日	⑤/1	10月23日
発給者	江戸幕府勘定奉行 同 勘定吟味役	江戸幕府勘定奉行	江戸幕府勘定奉行 同 勘定吟味役
発給年月日	安政3.12/	3/29	8/
内容	奥州寒風沢出帆の幕府年貢米(上杉弾正大弼預所出羽国置賜郡村々)積載船の行方搜索	松平大膳太夫製造異国形船の通船に際しての援助指令	越後新潟湊出帆の幕府年貢米(松平肥後守預所越後国魚沼郡村々)積載船の行方搜索
宛て所	石見、出雲、隠岐、伯耆、因幡、但馬、丹後、若狭、右八ヶ国海附御料・私領・寺社領 名主組頭	越後今町より、越中、能登、加賀、越前、若狭、丹後、但馬、因幡、伯耆、出雲、石見大浦迄、右海岸村々庄屋組頭	石見、出雲、隠岐、伯耆、因幡、但馬、丹後、若狭、右八ヶ国海附御料・私領・寺社村々 名主組頭
添触	屋代増之助 (石見大森代官)	里見源左衛門 (越後川浦代官)	屋代増之助 (石見大森代官)

* 出典「御用留」久美浜町神谷神社文書(太刀宮文書343 *本書註)

經由浦触にみえる里見源左衛門は、この当時越後川浦の代官であつた。
 ちなみに三月二一日到来浦触の屋代増之助添触、閏五月一日到来の里
 見源左衛門添触を示せばつぎのとおりである。

①屋代増之助添触

右之通得其意、石見国邇摩郡仁万村より海岸通次村江継送り、追々
 順達、長州国境迄不洩様、昼夜二不限刻付を以相廻し、留り浦よ
 り猶又右仁万村迄早々継戻、夫より若狭国迄津々浦々順達、触留
 より右触書本紙并請印帳、此添触共一同、最寄御代官、御預り所

②里見源左衛門添触

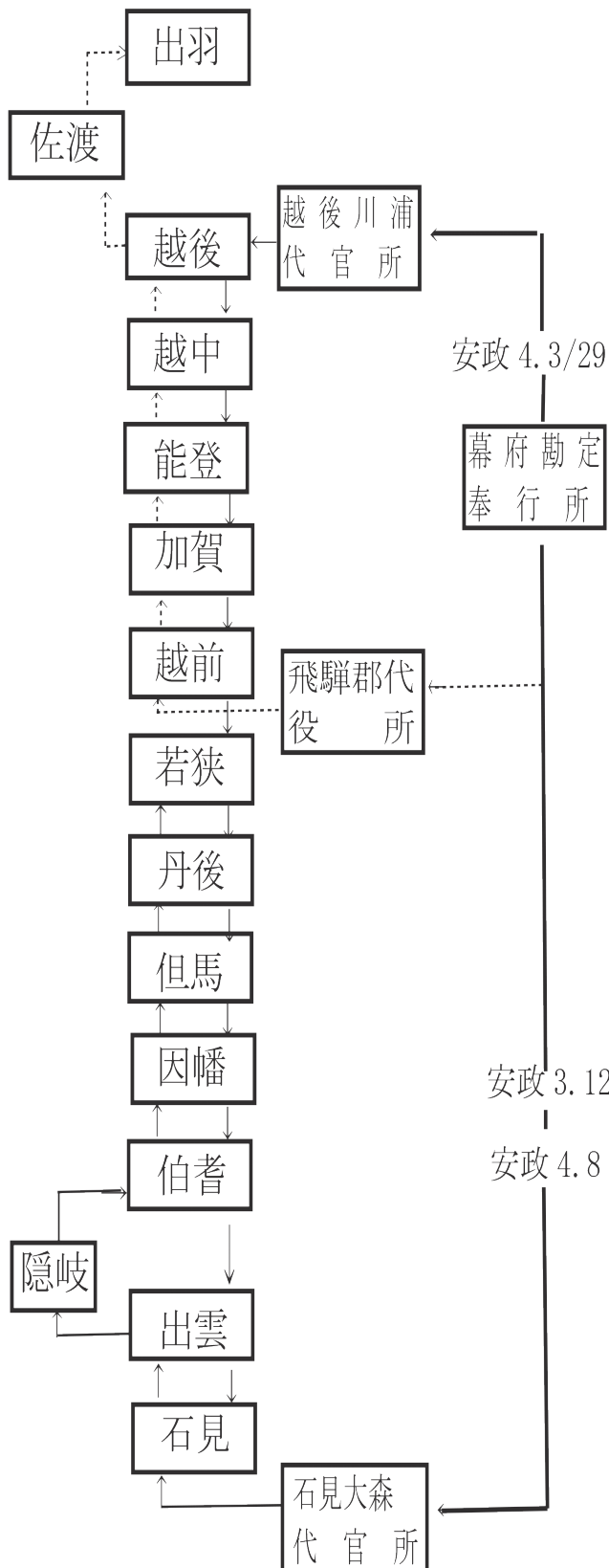
前書之通、御触御勘定所より相渡候条、本文拝見いたし度候ハ、
 開封之上拝見遂、猶又封し、其段断書相添順達いたし、墨附汚
 等無之様心附可申、此触書一同早々順達可致候、以上
 四月十三日 里見源左衛門 印

之内江可差出者也

巳二月廿三日

屋代増之助 印

国々前書之通、記し有之



【図 1】 安政 4 年（1857）到来触れのルート

①では、大森代官所膝下の仁万村を起点として、西に長州境まで順達し、ついで再び仁万村から若狭国までの津々浦々へ継ぎ送るよう指示している。また、②の里見源左衛門の添触からは、浦触が勘定奉行所から渡されていることや、本紙は通常封印されて廻達されていることなどが判明する。

これら代官の添触も含め整理すれば、丹後浦々に到来した幕府勘定奉行所浦触には二つのルートがあったとすることができる。一つは勘定奉行所から石見大森代官所に廻され、そこから東に若狭まで継ぎ送られるものであり、他は越後の代官所に廻され、そこから石見まで日本海沿岸を西に向かうものである。触れのルートと触れの内容とが対応するのだろうか、勘定奉行のみの署名の場合と勘定吟味役連署とは違いがあるのかどうかなど、後考にまたねばならない点が多いが、さしあたりここでは、浦触の主流をなす勘定奉行所浦触のルートには、石見經由と越後經由の二種類あったことを確認しておきたい。なお、したがって、【表1】にみえた久美浜代官所や大坂舟手の触れは、こうした勘定奉行所の触れに混じる形で、触れの内容に応じて一定範囲に触れ流されていたことになる。

*右の勘定奉行所浦触のルートに関連して、直接丹後地方に関わるものではないが、石見經由に対応する飛騨郡代役所經由の越前起点触れについて補足しておく。越後発西向きの浦触が北陸諸国を含んでいたのに対して、石見発東向きのそれは若狭を終

点としていたことから、これとセットとなる越前以東ルートの存在が想定されるわけであるが、これについては『酒田市史』史料編1掲載史料から、飛騨郡代役所經由で越前―出羽を対象としたルートのあったことが判明する。たとえば、出羽国酒田に到来した天明六年（一七八六）十一月発給の年貢米廻送船捜索令（山中太郎左衛門代官所陸奥国巳年貢米積載）は、越前、加賀、能登、越中、越後、佐渡、出羽の七ヶ国を宛て所としており、飛騨郡代の大原亀五郎正純が添触をしたためているのである。このように越前以東には、丹後に到来した石見発浦触に対応する形で、飛騨郡代役所を中継地とした浦触が継ぎ送られていた（【図1】参照）。ただ、この場合、宛て所に出羽国が入るなど新たな調査課題も含まれており、日本海沿岸ルートの全体的ネットワークについては引き続きの検討が必要である。

おわりに

以上、亀島村、久美浜村に残る御用留から、丹後に到来した浦触について若干の整理を行った。最後に、亀島村「留書帳」から浦触に類似した廻達形態の触れや、同種内容をテーマとした触れを拾い、今後の浦触研究の道標としておきたい。

まず、浦触と類似の廻達形態をとった触れとして、文化二年（二八〇五）の伊能忠敬測量御用に関する二通の先触れや、文政五年（二八二二）に到来した幕府御城米船改役の触書をあげておきたい。前者の測量御用先触れは、全国の宿々村々宛てに人馬の提供を命じた

ものであり、また後者は、御用の触状を長門赤間関から出羽国酒田湊まで継ぎ送るよう街道宿々問屋年寄に命じたものである。これらは、いずれも陸路の宿村を宛て所としている点で伝達対象そのものは異なるが、しかし、広く領域横断的に触れ流される方式がとられている点に注目するならば、浦触と同種の触れとみることができる。近世の統治における官僚的性格については従来より指摘されてきたところだが、個々の領主支配の領域を越えて伝達される触状は、そうした集権的・官僚的支配の一具象とみなすことができるように思われる。

他方、御用留帳には、浦触と同じく浦々を対象とした触れでありながら、幕（老中）―藩（宮津藩）のルートを辿って通達された触れもまた書き留められている。たとえば、寛政七年（一七九五）の項に見える二通の海難関係触れがそれで、難破船浮き荷物取得に対する礼物を今後代金にて支払うよう命じた四月の触れは、老中太田備中守資愛を通じて大名役人に渡され、また朝鮮の漂流漁船の救出方を命じた六月の触れは、同じく老中安藤対馬守信成を通じて藩に通達されている。浦触同様海難問題をテーマとするにもかかわらず、ここでは幕藩領主制の原理に則って通達されているのである。内容からみて、基本的課題に関わるような問題に関しては、幕―藩のルートこそが主軸をなすということであろうか。

従来注目されることのなかった浦触は、このようにしてみると、意外にも近世的統治における集権と分権という古くて新しい課題に直結した題材である。そして、そうしたいわば「近世国家」捕獲のための研究においても、丹後浦々が有力な漁場であることは、如上の分析からみて紛れもないところであろう。

（本論考は、『京都府古文書調査報告書 丹後漁業関係古文書目録』（一九九四年）に掲載されていたものを再掲載させていただいたものである）